

白岡市議会全員協議会説明資料

- 白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び白岡市気候変動適応計画の策定について -

令和8年1月22日

白岡市 生活経済部 環境課

I 「ゼロカーボンシティ宣言」の基本軸となる「白岡市エネルギー・ビジョン」を早期に策定すること。

▷ 本市のエネルギー・ビジョンについては、「白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として策定をする。

第2次白岡市環境基本計画（改訂）

（包含・新規策定）

○白岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

- ・目標：令和12年度 温室効果ガス46%削減（平成25年度比）
- ・施策：太陽光発電設備の導入促進
地域エネルギー会社の活用 など

○白岡市気候変動適応計画

- ・適応対策：熱中症予防、防災対策、生態系の保全 など

2 市のゼロカーボンシティ推進における事業について、科学的・経済的知見に基づき客観的な評価及び審議を可能とする「白岡市エネルギー審議会」等を組織し、そのための必要な支援措置を講ずるよう努めること。

▷ 「白岡市エネルギー審議会」については、平成22年12月に設置した
「白岡市環境審議会」とし、継続してゼロカーボンの取組を含め、環境
施策について調査、審議などを行っていく。

○白岡市環境審議会

(設置根拠：白岡市環境基本条例第26条)

- ・所掌事項：①環境基本計画の策定及び変更
に関すること
②環境の保全及び創造に関すること
- ・組織：委員10人以内をもって組織する。
(1) 学識経験者
(2) 関係団体の長が推薦した者
(3) 公募に応じた者
- ・任期：2年

白岡市環境審議会委員（任期：令和7年7月3日～令和9年7月2日）

氏名	区分	団体名等（選出団体役職）	備考
1 仁木 俊夫	学識経験者	日産化学株式会社（生物科学研究所所長）	
2 福田 慎太郎	学識経験者	エコドライブ研究所（代表）	環境審議会 副会長
3 情野 雄太郎	関係団体の長が推薦した者	白岡緑と土の会（会員）	
4 伊藤 昌美	関係団体の長が推薦した者	白岡市薬剤師会（会長）	
5 弓木 裕一	関係団体の長が推薦した者	白岡市商工会（会長）	環境審議会 会長
6 浅野 悅子	関係団体の長が推薦した者	白岡市ボランティア連絡会（会長）	
7 高橋 史典	関係団体の長が推薦した者	白岡市PTA連絡協議会（白岡東小PTA会長）	
8 片山 俊樹	公募に応じた者	公募委員	
9 新居 敦子	公募に応じた者	公募委員	
10 松原 弘一	公募に応じた者	公募委員	

○令和7年度 白岡市環境審議会の活動実績

- ・第1回（令和7年7月15日開催）：白岡市環境基本計画（R6年度実績報告・R7年度当初事業）についてなど
- ・第2回（令和7年10月31日開催）：白岡市環境基本計画の見直しについて
- ・第3回（令和7年11月18日開催）：白岡市環境基本計画の見直しについて
- ・第4回（令和8年2月13日開催予定）：パブリックコメントの結果について（予定）

3 公共施設への太陽光発電設備等導入事業（PPA事業）は、従来からの公共事業の延長としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた地球環境その他の自然環境を取り戻すことを目的として実施される旨を市民が理解し賛同できるように周知を徹底すること。なお、PPA事業における債務負担については、他自治体や一般事業者による実施例を参考にさらなる財政負担が生じないよう契約を行うこと。

▷ 太陽光発電設備の本格稼働後、発電量や温室効果ガス削減量などの実績と併せて、市公式ホームページ等で周知していく。

○公共施設への太陽光発電設備等導入（全施設についてPPA契約）

地域レジリエンス事業	R6年度	南小学校、西小学校、白岡東小学校、南中学校、篠津中学校、こもれびの森 はぴすしらおか
	R7年度	いきいきさぽーと
重点対策加速化事業	R8年度	コミュニティセンター
	R9年度	
	R10年度	市役所本庁舎

○市の財政負担が過大にならないよう慎重に精査

契約時に見積書を精査し、物価高騰などやむを得ない部分の上昇分にとどまるよう白岡エナジー(株)と協議を進めてきた。

○PPA事業者の万が一の事態に備えて、事業が継続できるような契約条項を記載

白岡市は、白岡エナジー(株)が第2項の各号（破産手続、営業の廃止等）のいずれかに該当したときは、同項に基づく解除ではなく、白岡エナジー(株)に対し、本契約上の地位を(株)アドバンテックに承継することを要求することができ、白岡エナジー(株)はこれを実現するために(株)アドバンテックとの間で本契約上の地位の承継に関する合意に向けて協議する。なお、当該本契約上の地位承継に関する詳細な条件は、市、白岡エナジー(株)及び(株)アドバンテックの間で別途書面による合意により定める。 (契約書 抜粋)